

2018年3月1日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

《局長だより》

同一労働同一賃金の実現を目指そう

《お知らせ》

1. 生産性向上には「生産性向上支援訓練」が有効
2. 間近に迫る「無期転換ルール」

《局長だより》同一労働同一賃金の実現を目指そう

働き方改革は、長時間労働の是正が一番大きなテーマですが、同一労働・同一賃金の実現というものも重要なテーマの一つです。

本来、同じ仕事をするのであれば、賃金も同一にするのが筋というものであり、正社員か非正規労働者かという違いだけで、同じ仕事をしているのに賃金に差をつけるのは不合理ということになります。

でも、正社員と非正規労働者の賃金の差には、転勤の有無とか責任の度合いなどが反映している場合もあり、不合理なのかどうかを判断するのはなかなか難しい面もあります。

そこで正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間に待遇差がある場合、どんな場合が不合理でどんな場合は不合理でないのかを整理した「同一労働同一賃金ガイドライン」というものが示されています。

各企業においては、このガイドラインを参考にし、従業員の中の不合理な処遇の格差を解消していきましょう。

(宮城労働局長 北條憲一)

●同一労働同一賃金ガイドライン（案）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai5/siryu3.pdf>

1. 生産性向上には「生産性向上支援訓練」が有効

どの企業においても、できることであれば、限られた従業員でできるだけ残業なく最大の業績をあげたいと考えていらっしゃると思います。つまりそれは生産性の向上ということです。

生産性の向上の方法には、業種や職種によりさまざまな手法がありますが、業務の流れの中のムダを削減し、効率的に仕事を転がす「業務改善」を進めることも一つの有効な方法です。

でも、それを専門コンサルタントにお願いしてほめるほど資金もないし、自社の仕事のことをよくわかっている従業員自身が業務改善の能力を身につけて、どんどん改善していってくれば最高です。

そういう企業にお勧めなのが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施している「生産性向上支援訓練」です。

この「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体に在籍する従業員を対象とした、企業が生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、IoT、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するための訓練であり、企業の実情にあわせたオーダーメイドで行われます。

訓練の実施や受講に対する助成金もありますので、下記ホームページをご覧ください。

●生産性向上人材育成支援センターのご案内

<http://www3.jeed.or.jp/miyagi/poly/biz/index.html>

【お問合せ先】訓練室（022-205-9855）

2. 間近に迫る「無期転換ルール」

みなさんの職場にも、雇用契約期間が6ヶ月とか1年などの有期契約労働者の方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

有期契約労働者の雇用期間が反復更新されて5年を超えると、本人の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。これは「無期転換ルール」といい、5年前に労働契約法改正によって定められたものですが、平成30年4月1日から、このルールの本格適用がはじまります。

このルールへの対応がまだの場合、社内規定の整備などの準備を急ぎましょう！

●有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0000.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/1/140.html>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
